

小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

1 事業概要

子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として「小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業」を利用する幼児に係る利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図るもの。

2 対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料

なお、令和3年度に限り、対象経費は対象施設等に決定した年度の4月分以降の利用料を対象とする。

3 基準額

対象幼児1人当たり月額上限20,000円

4 給付方法

市から保護者へ直接給付（償還払い）

5 対象施設等の要件

別紙「対象施設等の決定基準」のとおり

6 本市の対応

本事業は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となることから、おおむね国要綱どおり実施するものとするが、認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため、本事業の対象外とする。

7 初回分給付までのスケジュール（予定）

9月上旬	子ども・子育て会議による審議
9月中旬	対象施設等募集
10月上旬	応募施設等の審査・決定
10月中旬	保護者からの申請受付（初回分）
	対象施設へ在園児実績照会（初回分）
11月	申請書類等審査（初回分）
12月以降	支給決定・給付

※以降は、施設等利用給付（預かり保育、認可外施設等の利用料無償化分）の給付手順と同様とする予定